

古紙集団回収

(古新聞・段ボール等)

毎月第 曜日

# 回収体験袋を活用した 「その他の古紙」回収にご協力を

この度、「その他の古紙」(※)の保管用紙袋作成キットを、各戸に1セットずつ配布しますので、「その他の古紙」の保管に活用していただき、古紙集団回収の収集日(左上に記載)に排出してください。

※「その他の古紙」とは? ▶▶裏面へ

## 「その他の古紙」の回収のメリット

- ごみの減量に取り組んで地球にイイコト始めましょう!
- 生活ごみへの混入が多い「その他の古紙」のリサイクルを促進!
- 古紙の回収量を増加させることで、市から交付される報償金額もアップ

## 「その他の古紙」保管用紙袋作成キットの使い方

キットには、「その他の古紙」を分別するための使用説明書が付いています。説明書を参考に、各ご家庭で「その他の古紙」の分別に取り組んでください!

### 使用例 1 保管用紙袋を作成して使用する

使用例2は説明書をご覧ください。

- ① 不要な紙袋の表と裏にキットを貼り、保管用紙袋をつくる。

- ② 保管用紙袋の中に「その他の古紙」を保管する。



- ③ いっぱいになったら、保管用紙袋の中の「その他の古紙」を取り出し、十文字にしぼって集団回収へ出す。(※)



**保管用紙袋は繰り返し  
使用してください。**

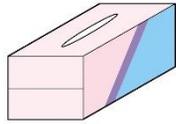
※保管用紙袋の中にもう一枚紙袋を入れ、その紙袋に「その他の古紙」をためて、内側の紙袋ごと十文字にしぼって集団回収へ出す方法もあります。

裏面も  
ご確認ください。

## その他の古紙って？

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の、リサイクルできる紙資源のことです。

【例】



●お菓子の紙箱

●ティッシュの紙箱  
(ビニールは取り除く)

●包装紙

●チラシ・パンフレット

●メモ用紙  
プリント類

※紙以外の部分（金具やビニール、プラスチックなど）は取り除いてください。

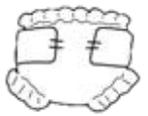
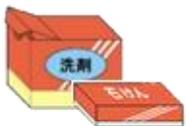
※紙箱は開いて平らにしてください。メモなど小さな古紙は、雑誌への挟み込みも可能です。

## これらは混ぜないで！



リサイクルできない紙類は**生活ごみ**として排出してください。

【例】



×においのついた紙（石けんの包み紙、洗剤や線香の紙箱など）

×汚れた紙（油のついた紙、使用済みのティッシュペーパーなど）

×防水加工された紙（紙コップ、紙皿など）

×感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）

×カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の伝票など）

×使い捨て紙おむつ、ペット用トイレシート

×写真 ×油紙 ×金、銀などの金属が箔押しされた紙 ×昇華転写紙（アイロンプリント紙、靴やカバンの詰め物など）

×感熱性発泡紙（立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙） ×複合素材の紙（プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの） ×合成紙（プラスチック製品で、正確には紙でないもの）

※これらは、紙製容器包装のリサイクルマーク  がついていても、リサイクルできません！



堺市環境マスコット  
キャラクター「ムーヤん」

リサイクルできない紙類が混ざると、他のリサイクル可能な紙もリサイクルできなくなっちゃうんです…

対象品目や出し方等の詳細は  
堺市ホームページでも  
紹介しています



堺市 その他の古紙



### ■集団回収、保管用紙袋作成キットの配布に関する問い合わせ先

\_\_\_\_\_会（担当：\_\_\_\_\_） 電話：

### ■その他の古紙の分別、保管用紙袋作成キットの使い方に関する問い合わせ先

堺市 資源循環推進課 電話：072-228-7479 メール：shijyun@city.sakai.lg.jp